

平成30年12月21日

特定商取引法違反の通信販売業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、「CONIF（コニフ）」と称するデオドラントクリーム（以下「本件商品」といいます。）を販売する通信販売業者であるイーシャ株式会社（本店所在地：東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第15条第1項の規定に基づき、平成30年12月22日から平成31年3月21日までの3か月間、通信販売に関する業務の一部（広告、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第14条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
 - ① 同社は、通信販売により販売した本件商品を平成30年9月26日以降に購入した者に対し、「遅くとも平成30年9月26日以降、本件商品の販売条件について広告をするとき、<https://c-onif.net>のURLのウェブサイトにおいて『ニオイの原因菌99.9%殺菌！』と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌が99.9%殺菌されるかのような表示をしており、https://c-onif.net/lp?u=ss_popのURLのウェブサイトにおいて『ニオイの原因菌99.9%殺菌！』、『ニオイの病原菌99.9%除菌』及び『殺菌効果72時間持続』と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌又は病原菌が99.9%殺菌又は除菌され、かつ、殺菌効果が72時間継続するかのように表示していたが、これらの表示は、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料に基づくものではなかった。」旨、及び、「少なくとも平成30年10月12日から同年11月20日までの間、本件商品の販売条件について広告をするとき、<https://c-onif.net>のURLのウェブサイトにおいて『本日限定sale終了まで あと●時間●分●秒』と記載し、また、少なくとも平成30年10月12日から同年11月21日までの間、https://c-onif.net/lp?u=ss_popのURLのウェブサイトにおいて『SPECIAL TIME SALE あと00:●:●』と記載し、あたかも、記載される残り時間内に注文を行った場合に限り、特別に値引きされた販売価格で

本件商品を購入できるかのような表示をしていたが、実際には、常に同じ販売価格で本件商品を販売していた。」旨を平成31年1月21日までに通知し、同日までにその通知結果について、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

- ② 同社は、特定商取引法第12条の規定により禁止される誇大広告等（優良誤認表示及び有利誤認表示）を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。
- ③ 同社は、前記②の違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

○ 認定した違反行為は、誇大広告等です。

○ また、消費者庁は、同社の代表取締役佐藤太一及び同社から業務委託を受けており同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第15条の2第1項に規定する役員）である木島直紀に対し、本日、特定商取引法第15条の2第1項の規定に基づき、平成30年12月22日から平成31年3月21日までの3か月間、前記業務停止命令により同社に対して業務の停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

○ 同社に対する業務停止命令及び指示の詳細は別紙1、佐藤太一及び木島直紀に対する業務禁止命令の詳細は別紙2及び別紙3のとおりです。

1 同社は、同社の運営するウェブサイト（URL：<https://c-onif.net> 及び https://c-onif.net/lp?u=ss_pop のもの。以下前者を「本件サイト①」、後者を「本件サイト②」といい、両者合わせて「本件サイト」といいます。）を通じて本件商品について、通信販売をするための広告を行い、売買契約の申込みを受けて商品の販売を行っていることから、同社の行う当該販売は、特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に該当します。

2 消費者庁が認定した同社の違反行為は別紙1のとおりです。

3 また、同社の代表取締役佐藤太一は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた通信販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

さらに、同社から業務委託を受けている木島直紀は、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第15条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた通信販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社イーシャに対する行政処分の概要

1 処分対象業者

- (1) 名称：株式会社イーシャ（法人番号3030001115865）
- (2) 代表者：代表取締役 佐藤 太一（さとう たいち）
- (3) 本店所在地：東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目39番12号渋谷ウエストビル
1階
- (4) 資本金：1万円
- (5) 設立：平成28年8月2日
- (6) 取引類型：通信販売
- (7) 取扱商品：「CONIF（コニフ）」と称するデオドラントクリーム（以下「本件商品」という。）

2 事業概要

株式会社イーシャ（以下「同社」という。）は、同社の運営するウェブサイト（URL：<https://c-onif.net> 及び https://c-onif.net/lp?u=ss_pop）のもの。以下前者を「本件サイト①」、後者を「本件サイト②」といい、両者合わせて「本件サイト」という。）を通じて本件商品について、通信販売をするための広告を行い、売買契約の申込みを受けて商品の販売を行っており、本件商品の通信販売を行っていた。

3 処分の内容

(1) 業務停止命令

ア 内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 同社の行う通信販売に関する商品の販売条件について広告を行うこと。
- ② 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。
- ③ 同社の行う通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

平成30年12月22日から平成31年3月21日まで（3か月間）

(2) 指示

ア 同社は、通信販売により販売した本件商品を平成30年9月26日以降に購入した者に対し、「遅くとも平成30年9月26日以降、本件商

品の販売条件について広告をするとき、<https://c-onif.net> のURLのウェブサイトにおいて『ニオイの原因菌99.9%殺菌!』と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌が99.9%殺菌されるかのような表示をしており、https://c-onif.net/lp?u=ss_pop のURLのウェブサイトにおいて『ニオイの原因菌99.9%殺菌!』、『ニオイの病原菌99.9%除菌』及び『殺菌効果72時間持続』と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌又は病原菌が99.9%殺菌又は除菌され、かつ、殺菌効果が72時間継続するかのように表示していたが、これらの表示は、その裏付けとなる合理的な根拠を示す資料に基づくものではなかった。」旨、及び、「少なくとも平成30年10月12日から同年11月20日までの間、本件商品の販売条件について広告をするとき、<https://c-onif.net> のURLのウェブサイトにおいて『本日限定sale終了まであと●時間●分●秒』と記載し、また、少なくとも平成30年10月12日から同年11月21日までの間、https://c-onif.net/lp?u=ss_pop のURLのウェブサイトにおいて『SPECIAL TIME SALE あと00:●:●』と記載し、あたかも、記載される残り時間内に注文を行った場合に限り、特別に値引きされた販売価格で本件商品を購入できるかのような表示をしていたが、実際には、常に同じ販売価格で本件商品を販売していた。」旨を平成31年1月21日までに通知し、同日までにその通知結果について、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ 同社は、特定商取引法第12条の規定により禁止される誇大広告等（優良誤認表示及び有利誤認表示）を行っていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ 同社は、前記イの違反行為の再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

4 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第14条第1項及び第15条第1項

5 処分の原因となる事実

同社は、次のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると

認められた。

(1) 誇大広告等（商品の効能に関する優良誤認表示）（特定商取引法第12条）

同社は、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、遅くとも平成30年9月26日以降、本件サイト①において、「ニオイの原因菌99.9%殺菌！」と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌が99.9%殺菌されるかのような表示をしていた。

また、同社は、遅くとも平成30年9月26日以降、本件サイト②において、「ニオイの原因菌99.9%殺菌!」、「ニオイの病原菌99.9%除菌」及び「殺菌効果72時間持続」と記載し、あたかも、本件商品を使用することにより、臭いの原因菌又は病原菌が99.9%殺菌又は除菌され、かつ、殺菌効果が72時間継続するかのような表示をしていた。

消費者庁長官は、前記表示について、特定商取引法第12条に規定する表示に該当するか否かを判断するため、同法第12条の2の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、商品の効能について、実際のものよりも著しく優良であると人を誤認させるような表示に該当するものとみなす。

(2) 誇大広告等（商品の販売価格に関する有利誤認表示）（特定商取引法第12条）

同社は、通信販売をする本件商品の販売条件について広告をするとき、少なくとも平成30年10月12日から平成30年11月20日までの間、本件サイト①において、画面の上部に「本日限定sale終了まで あと●時間●分●秒」（約24時間のサイクルで残り時間の表示がされる）と、少なくとも平成30年10月12日から平成30年11月21日までの間、本件サイト②において、画面の上部に「SPECIAL TIME SALE あと00:●:●」（約15分のサイクルで残り時間の表示がされる）と、あたかも、本件サイト上に表示される残り時間内に本件商品の注文を行った場合に限り、特別に値引きされた価格で本件商品が購入できるかのような表示をしていたが、実際には、常に同じ販売価格で本件商品を販売していた。

このため、同社の行う通信販売における当該表示は、本件商品の販売価格につき、実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示に該当する。

6 広告表示例

【優良誤認①】

驚きの殺菌力。わたし、もう気にならない！

ワキガのお悩みに 汗に ニオイに

ニオイの原因菌

99.9% 殺菌！^{※1}

CONIF
deodorant body cream

CONIF
deodorant body cream

医薬部外品
薬用デオドラントクリーム
CONIF -コニフ-

無着色 無香料 日本製

30g (約30日分)

※1当社調べ

一回分は米粒大でOK!

【優良誤認②】

CONIF
deodorant body cream

ニオイの病原菌 99.9% 除菌

殺菌効果 72時間 持続

の原因に直接アプローチ！

医薬部外品
薬用デオドラントクリーム
CONIF -コニフ-

無着色 無香料 日本製

30g (約30日分)

デオドラントケアのためコニフが最もこだわったもの/
それは**殺菌持続力**です

【有利誤認①】

Browser: Internet Explorer, URL: conif.net/

今日限定 **sale** 終了まで
あと5時間03分58秒

CONIF
deodorant body cream

驚きの殺菌力。わたし、もう気にならない！

ワキガのお悩みに 汗に ニオイに

ニオイの原因菌 **99.9%**

CONIF
医薬部外品 **980円** (税/送料別) **88%OFF** (おトクに申し込む！)

【有利誤認②】

Browser: Internet Explorer, URL: conif.net/

SPECIAL TIME SALE

驚きの殺菌力。あと **00:14:32**

CONIF
deodorant body cream

驚きの殺菌力。わたし、もう気にならない！

ワキガのお悩みに 汗に ニオイに

ニオイの原因菌 **99.9%**

CONIF
医薬部外品 **500円** (税/送料別) **93%OFF** (おトクに申し込む！)

佐藤 太一に対する行政処分の概要

1 名宛人

株式会社イーシャ 代表取締役 佐藤 太一（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 通信販売に関する商品の販売条件について広告を行うこと。

イ 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月22日から平成31年3月21日まで（3か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社イーシャ（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命じられた通信販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

木島 直紀に対する行政処分の概要

1 名宛人

木島 直紀（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第2条第2項に規定する通信販売に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 通信販売に関する商品の販売条件について広告を行うこと。

イ 通信販売に関する商品の売買契約の申込みを受けること。

ウ 通信販売に関する商品の売買契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月22日から平成31年3月21日まで（3か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第15条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、株式会社イーシャ（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第15条第1項の規定に基づき、同社が行う通信販売に関する業務を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第15条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた通信販売に関する業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。